担当課·係(連絡先)

税務課・市民税係(049-251-2711 内線349)

手続説明

・概要

個人住民税は、市が税額を計算し、これを納税義務者に通知して納税していただく仕組みになっていますが、市が適正な課税を行うために、納税者から住民税の申告書を市長に提出していただくことになっています。

(一般的に県民税と市民税を合わせて住民税と呼ばれています。)

• 対象者

1月1日現在、市内に住所がある人または市内に事務所・事業所等がある人は、原則として申告書の提出が必要です。ただし(1)から(3)に該当する人は提出の必要はありません。

- (1) 税務署へ確定申告書を提出する人
- (2)公的年金収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除のない人
- (3) 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得や控除のない人

前年中に所得がなかった人についても、福祉関係事務の資料、国民健康保険料の算定資料、非課税証明書の発行のための資料として必要になりますので申告をお願いしています。

• 提出期限

毎年3月15日まで

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi tetsuzuki/mynumber/mynamber seido/mainanba201410.html

- · 市民税 · 県民税申告書
- 源泉徴収票
- ・社会保険料の領収書、生命保険料・地震保険料等の控除証明書、寄付金の受領証明書、その他控除に必要な書類
- ・営業、不動産等の所得がある人は、収支・経費のわかる帳簿等

等

※申告の内容によって必要な書類は異なります。

手続詳細URL

<u>https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/07zeikin/kojin/zeimuyuusouteishutu.htm</u> 詳細は税務課市民税係にお問い合わせください。

出張所での取扱い

木曜延長・休日開庁の取扱い

あり